

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：社会福祉課

担当名：保護担当

内線：3271

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B11	生活保護受給者チャレンジ支援事業費			一般会計	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護受給者チャレンジ支援事業費	
事業期間	平成22年度～	根拠法令	生活保護法第1条 埼玉県緊急雇用創出基金条例			戦略項目	06 時代に応え未来を拓く人材育成		
						分野施策	020101 確かな学力と自立する力の育成		
1 事業の概要	<p>福祉事務所に職業訓練・住居・教育の支援員を派遣し、ケア-カ-と連携して受給者の自立を支援する。 この事業の財源更正と減額補正を行う。 [財源更正理由] 厚生労働省から変更内示があったため、国庫補助金から繰入金へ財源更正するものである。 [減額補正額] (1) 職業訓練支援員事業 801千円 (2) 住宅ソーシャルワーカー事業 1,359千円 (3) 教育支援員事業 892千円 [減額理由] 予算額と委託契約額及びパソコンの借上契約額に3,052千円の差金が生じたため減額するものである。</p>			<p>5 事業説明 (1) 事業内容 ア 職業訓練支援員事業 保護受給者の適正に応じた職業訓練を受講させ、就職に必要な技術習得を支援することにより、就労機会を拡大する。 イ 住宅ソーシャルワーカー事業 保護受給者の心身の状況や年齢等をふまえて、民間アパートや養護老人ホーム、グループホームなどの入居支援を行うことで、保護受給者の生活の質を向上させる。 ウ 教育支援員事業 保護世帯児童に対する学習支援を通じて高校進学率を向上させる。また、保護世帯の高校生が中退することなくいきいきとした高校生活を送り、卒業できるよう支援することによって、保護世帯で育った子供が再び保護を受ける「貧困の連鎖」を防止する。 (2) 事業実績(見込) 補正の内容は、契約差金の減額である。このため、事業内容、実施体制に変更はないので、実績(見込)に変更は生じない。 ア 職業訓練支援員事業 就労決定者(当初)800人 (補正後)800人 イ 住宅ソーシャルワーカー事業 居宅移行決定者(当初)800人 (補正後)800人 ウ 教育支援員事業 学習教室参加者(当初)950人 (補正後)950人 (3) 補正の内容 財源更正と減額補正を行う。 ア 財源更正の理由 厚生労働省からの変更内示により国庫補助金から繰入金へ財源更正するものである。 イ 減額補正額 (1) 職業訓練支援員事業 801千円 (2) 住宅ソーシャルワーカー事業 1,359千円 (3) 教育支援員事業 892千円 ウ 減額理由 予算額と委託契約額及びパソコンの借上契約額とに3,052千円の差金が生じたため、減額するものである。</p>					
2 事業主体及び負担区分	<p>(1) 職業訓練支援員事業(国0・県10/10) (2) 住宅ソーシャルワーカー事業(国2/10・県8/10) (3) 教育支援員事業(国0・県10/10)</p>								
3 地方財政措置の状況	なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	繰入金	諸収入					
決定額	3,052	405,422	402,370					1,021,938	
現計額	1,024,990	455,822	569,143	25					